

医療審議会の組織・運営等についての関係法令

○医療法（抄）（昭和23年7月30日法律第205号）

第71条の2 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○医療法施行令（抄）（昭和23年10月27日政令第326号）

第5条の16 都道府県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

第5条の17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

第5条の18 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第5条の19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

第5条の20 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

第5条の22 第5条の16から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

青森県医療審議会運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、青森県医療審議会（以下「審議会」という。）の円滑な運営を図るため、医療法施行令（昭和23年政令第326号）に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項について定める。

(部会の設置)

第2 青森県医療審議会に次の部会を設置する。

- (1) 医療法人部会
- (2) 有床診療所部会
- (3) 病院医師配置標準特例措置部会
- (4) 医療計画部会

2 前項第1号、第2号及び第3号に係る部会は、委員10人以内で組織する。

3 第1項第4号に係る部会は、審議会の委員のほか、専門の事項を調査審議するため専門委員を加え、10人以内で組織する。

4 部会を構成する委員（以下、「部会員」という。）は会長が指名する。

(部会の所掌事務)

第3 部会は次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 医療法人部会
医療法（昭和23年法律第205号）の規定により、その権限に属せられた事項のうち、医療法人に関すること。
- (2) 有床診療所部会
医療法（昭和23年法律第205号）の規定により、その権限に属せられた事項のうち、診療所の一般病床設置の届出に関する事項及び診療所の療養病床の特例許可又は特例許可の申請に対する勧告に関する事項。
- (3) 病院医師配置標準特例措置部会
医療法（昭和23年法律第205号）の規定により、その権限に属せられた事項のうち、病院の医師の定員を3年間に限り減じようとする旨の申請に対する許可に関する事項。
- (4) 医療計画部会
医療法（昭和23年法律第205号）の規定により、その権限に属せられた事項のうち、医療計画に関する事項。

(部会の会議)

第4 部会は、審議会の会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(持回り会議)

第5 第4第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のものは部会員個々に持回り会議と

することができる。

(1) 医療法人部会

先例に照らし類型的な医療法人に関することで会長が認めたもの。

(2) 有床診療所部会

青森県保健医療計画に定める療養病床の整備目標数を超えない範囲での診療所の療養病床に係る病床の特例許可に関するもので会長が認めたもの。

(3) 病院医師配置標準特例措置部会

医療法施行規則に定める医師の配置標準の特例措置が認められる病院の要件に該当することが比較的容易に判断できるもので会長が認めたもの。

(効 力)

第6 第5の規定による会議は、部会における会議とみなす。

(部会の決議)

第7 部会のうち、第2第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

2 会長は、前項の決議を書面により速やかに知事に通知するものとする。

(庶 務)

第8 審議会の庶務は、健康福祉部医療薬務課において処理する。

2 医療法人部会、有床診療所部会、病院医師配置標準特例措置部会及び医療計画部会の庶務は、健康福祉部医療薬務課において処理する。

(附 則)

この要綱は、昭和62年1月8日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成5年9月28日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成10年8月19日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成17年3月18日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成19年3月27日から施行する。ただし、第8第1項の規定は平成19年4月1日から施行する。